

特定役員退職手当等 Q & A

平成 24 年 8 月
国税庁

租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 16 号）により、特定の役員に対する退職手当等（特定役員退職手当等）に係る退職所得の金額の計算が改正され、平成 25 年 1 月 1 日から施行されることから、特定役員退職手当等に関する事項を取りまとめましたので、参考としてください。

（注）この資料は、平成 24 年 8 月 1 日現在の法令・通達等に基づいて作成しています。

《 目 次 》

《凡例》	2
《退職所得金額の計算方法の概要》	4
【Q & A 編】	
[Q 1] 役員等に支払う退職手当等について、どのような改正が行われたのですか。	5
[Q 2] 平成 24 年 12 月 31 日以前に退職した役員に対して、平成 25 年 1 月 1 日以後に退職手当等が支払われる場合にも、改正後の法令の適用を受けるのでしょうか。	5
[Q 3] 役員等勤続年数が 5 年以下かどうかはどのように判定するのですか。	6
[Q 4] 同一年中に、異なる会社からそれぞれ退職手当等の支給を受ける場合、特定役員退職手当等の判定はどのように行うのでしょうか。	7
[Q 5] 役員として 3 年間勤務した者に役員退職金を支給する予定ですが、その支給金額は勤務期間を 6 年（実際の勤務期間の 200%）として算出することとしています。この役員退職金は特定役員退職手当等に該当しないと考えるよろしいですか。	7
[Q 6] 一時勤務しなかった期間がある場合の勤続期間の計算方法について教えてください。	8
[Q 7] 退職所得控除額の計算方法は、一般退職手当等と特定役員退職手当等とで異なるのでしょうか。	9
[Q 8] 一の勤務先が、同じ年に、使用人としての退職金と役員退職金を支給する場合の源泉徴収税額はどのように計算すればよいのでしょうか。	9
[Q 9] 一の勤務先が、同じ年に、使用人としての退職金と役員退職金を支給する場合で、使用人としての勤務期間と役員としての勤務期間に重複する期間がある場合の源泉徴収税額はどのように計算すればよいのでしょうか。	11
[Q 10] A 社から使用人としての退職金と役員退職金の支給を受けた者が、同じ年に、B 社からも役員退職金の支給を受ける場合、B 社における源泉徴収税額はどのように計算すればよいのでしょうか。	12
[Q 11] 取締役を 4 年間勤めた後、引き続き、監査役として 2 年間勤めた者が退職することとなったことから、役員退職金を支給します。この役員退職金は、役員期間（6 年間）に対するものですから、特定役員退職手当等に該当しないと考えますがよろしいのでしょうか。	14
【参考法令】	15

《 凡 例 》

このQ & Aで使用する用語について解説します。

【特定役員退職手当等】

役員等勤続年数が5年以下である人が、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。

【役員等勤続期間】

所得税法施行令第69条第1項第1号の規定に基づき算出した退職手当等に係る勤続期間（調整後勤続期間）のうち、役員等として勤務した期間をいいます。

【役員等勤続年数】

役員等勤続期間の年数（1年未満の端数がある場合はその端数を1年に切り上げたもの）をいいます。

《参考》

◎ 所得税基本通達（抄）

（勤続年数の計算の基礎となる期間の計算）

30—13 勤続期間、令第69条第1項第1号イ若しくはロの規定により加算する期間又は同号ハただし書の規定により含まれるものとされる期間は、それぞれ暦に従って計算し、1月に満たない期間は日をもって数え、これらの年数、月数及び日数をそれぞれ合計し、日数は30日をもって1月とし、月数は12月をもって1年とする。

同項第2号に規定する組合員等であった期間についても同様とする。

【特定役員】

役員等勤続年数が5年以下である人をいいます。

【役員等】

次に掲げる人をいいます。

- ① 法人税法第2条第15号に規定する役員
- ② 国会議員及び地方公共団体の議会の議員
- ③ 国家公務員及び地方公務員

《参考》

◎ 法人税法（抄）

（定義）

第十二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

十五 役員 法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法人の経営に従事している者のうち政令で定めるものをいう。

◎ 法人税法施行令（抄）

（役員等の範囲）

第七条 法第二十五条第十五号（役員等の意義）に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 法人の使用人（職制上使用人としての地位のみを有する者に限る。次号において同じ。）以外の者でその法人の経営に従事しているもの
- 二 同族会社の使用人のうち、第七十一条第一項第五号イからハまで（使用人兼務役員とされない役員）の規定中「役員」とあるのを「使用人」と読み替えた場合に同号イからハまでに掲げる要件のすべてを満たしている者で、その会社の経営に従事しているもの

（使用人兼務役員とされない役員）

第七十一条 法第三十四条第五項（使用人としての職務を有する役員等の意義）に規定する政令で定める役員は、次に掲げる役員とする。

一～四 省略

五 前各号に掲げるもののほか、同族会社の役員のうち次に掲げる要件のすべてを満たしている者イ 当該会社の株主グループにつきその所有割合が最も大きいものから順次その順位を付し、その第一順位の株主グループ（同順位の株主グループが二以上ある場合には、そのすべての株主グループ。以下この号イにおいて同じ。）の所有割合を算定し、又はこれに順次第二順位及び第三順位の株主グループの所有割合を加算した場合において、当該役員が次に掲げる株主グループのいずれかに属していること。

- (1) 第一順位の株主グループの所有割合が百分の五十を超える場合における当該株主グループ
- (2) 第一順位及び第二順位の株主グループの所有割合を合計した場合にその所有割合がはじめて百分の五十を超えるときにおけるこれらの株主グループ
- (3) 第一順位から第三順位までの株主グループの所有割合を合計した場合にその所有割合がはじめて百分の五十を超えるときにおけるこれらの株主グループ

ロ 当該役員が属する株主グループの当該会社に係る所有割合が百分の十を超えていること。

ハ 当該役員（その配偶者及びこれらの者の所有割合が百分の五十を超える場合における他の会社を含む。）の当該会社に係る所有割合が百分の五を超えていること。

2～4 省略

【特定役員等勤続期間】

特定役員退職手当等につき所得税法施行令第 69 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定により計算した期間をいいます。

【特定役員等勤続年数】

特定役員等勤続期間の年数（1 年未満の端数がある場合はその端数を 1 年に切り上げたもの）をいいます。

【一般退職手当等】

特定役員退職手当等以外の退職手当等をいいます。

【一般勤続期間】

一般退職手当等につき所得税法施行令第 69 条第 1 項各号の規定により計算した期間をいいます。

【重複勤続年数】

特定役員等勤続期間と一般勤続期間とが重複している期間の年数（1 年未満の端数がある場合はその端数を 1 年に切り上げたもの）をいいます。

《退職所得金額の計算方法の概要》

ここでは、支給を受けた退職手当等に係る退職所得金額の基本的な計算方法について解説します。

1 その年中に一般退職手当等又は特定役員退職手当等のいずれかが支給される場合

① 一般退職手当等に係る退職所得金額の計算

$$(\text{一般退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}^{(\ast 1)}) \times 1/2$$

② 特定役員退職手当等に係る退職所得金額の計算

$$\text{特定役員退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}^{(\ast 1)}$$

2 その年中に一般退職手当等と特定役員退職手当等の両方が支給され、かつ、それぞれの勤続期間に重複する期間がない場合（具体例はQ & A編の [Q 8] 参照）

次の①と②の合計がその年の退職所得金額となります。

① 一般退職手当等に係る退職所得金額の計算

$$[\text{一般退職手当等の収入金額} - (\text{退職所得控除額}^{(\ast 1)} - \text{特定役員退職所得控除額}^{(\ast 2)})] \times 1/2$$

② 特定役員退職手当等に係る退職所得金額の計算

$$\text{特定役員退職手当等の収入金額} - \text{特定役員退職所得控除額}^{(\ast 2)}$$

3 その年中に一般退職手当等と特定役員退職手当等の両方が支給され、かつ、それぞれの勤続期間に重複する期間がある場合（具体例はQ & A編の [Q 9] 及び [Q10] 参照）

① 一般退職手当等に係る退職所得金額の計算

$$[\text{一般退職手当等の収入金額} - (\text{退職所得控除額}^{(\ast 1)} - \text{特定役員退職所得控除額}^{(\ast 3)})] \times 1/2$$

② 特定役員退職手当等に係る退職所得金額の計算

$$\text{特定役員退職手当等の収入金額} - \text{特定役員退職所得控除額}^{(\ast 3)}$$

※ 1 退職所得控除額の計算

退職手当等の支払を受ける人が、退職手当等の支払者の下においてその退職手当等の支払の基となった退職の日まで引き続き勤務した期間の年数（勤続年数）を次の退職所得控除額の計算式に当てはめて算出します。

（退職所得控除額の計算式）

- > 勤続年数が 20 年以下の場合：40 万円 × 勤続年数
- > 勤続年数が 20 年超の場合：800 万円 + 70 万円 × (勤続年数 - 20 年)

（注）特殊な場合の勤続年数の計算についてはQ & A編の [Q 6] をご確認ください。

※ 2 重複する期間がない場合の特定役員退職所得控除額

退職手当等の支払を受ける人が、退職手当等の支払者の下においてその退職手当等の支払の基となった退職の日まで引き続き勤務した期間の年数のうちの特定役員等勤続年数を上記※ 1 の退職所得控除額の計算式に当てはめて算出します。

※ 3 重複する期間がある場合の特定役員退職所得控除額

$$40 \text{ 万円} \times (\text{特定役員等勤続年数} - \text{重複勤続年数}) + 20 \text{ 万円} \times \text{重複勤続年数}$$

【Q & A 編】

【Q 1】 役員等に支払う退職手当等について、どのような改正が行われたのですか。

[A]

(1) 改正前の制度（平成 24 年以前の各年分）

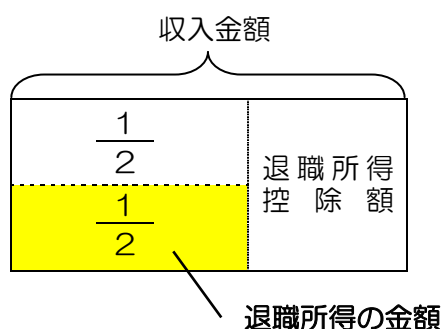
退職所得の金額は、その年中に支払を受ける退職手当等の収入金額から、その人の勤続年数に応じて計算した退職所得控除額を控除した残額の 2 分の 1 に相当する金額とされていました。

(2) 改正後の制度（平成 25 年以後の各年分）

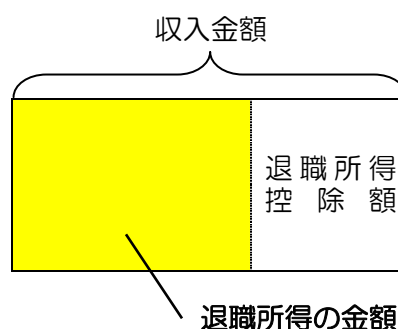
平成 24 年度の税制改正により、特定役員退職手当等については、この残額の 2 分の 1 とする措置が廃止され、特定役員退職手当等の退職所得の金額は、特定役員退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額とされました。

【退職所得の金額】

○ 一般退職手当等の場合



○ 特定役員退職手当等の場合



(3) 適用時期

この改正は、平成 25 年分以後の所得税について適用されます。

【Q 2】 平成 24 年 12 月 31 日以前に退職した役員に対して、平成 25 年 1 月 1 日以後に退職手当等が支払われる場合にも、改正後の法令の適用を受けるのでしょうか。

[A]

この改正は、平成 25 年分以後の所得税について適用することとされており、退職手当等については、その退職手当等の収入すべきことが確定した日の属する年分の所得となりますので、その「収入すべきことが確定した日」が平成 25 年 1 月 1 日以後であれば、改正後の法令が適用されることとなります。

この「収入すべきことが確定した日」は、原則、退職手当等の支給の基因となった退職の日ですが、役員に支給される退職手当等で、その支給について株主総会その他正当な権限を有する機関の決議を要するものについては、その役員の退職後その決議があった日となります。ただし、その決議が退職手当等を支給することだけを定めるにとどまり、具体的な支給金額を定めていない場合には、その金額が具体的に定められた日となります（所基通 36-10）。

したがって、お尋ねの場合のように、平成 24 年 12 月 31 日以前に退職した役員に対して支払う退職手当等については、その支給について株主総会その他正当な権限を有する機関の決議を要するものである場合^(注)、その決議があった日が平成 25 年 1 月 1 日以後であれば、改正後の法令の適用を受けることとなります。

(注) その決議が退職手当等を支給することだけを定めるにとどまり、具体的な支給金額を定めていない場合には、その金額が具体的に定められた日が平成 25 年 1 月 1 日以後であれば、改正後の法令の適用を受けることとなります。

《参考》

◎ 所得税基本通達(抄)

(退職所得の収入金額の収入すべき時期)

36-10 退職所得の収入金額の収入すべき時期は、その支給の基因となった退職の日によるものとする。ただし、次の退職手当等については、それぞれ次に掲げる日によるものとする。

- (1) 役員に支払われる退職手当等で、その支給について株主総会その他正当な権限を有する機関の決議を要するものについては、その役員の退職後その決議があった日。ただし、その決議が退職手当等を支給することだけを定めるにとどまり、具体的な支給金額を定めていない場合には、その金額が具体的に定められた日
- (2) 退職給与規程の改訂が既往にさかのぼって実施されたため支払われる新旧退職手当等の差額に相当する退職手当等で、その支給日が定められているものについてはその支給日、その日が定められていないものについてはその改訂の効力が生じた日
- (3) 法第31条((退職手当等とみなす一時金))に規定する退職手当等とみなされる一時金については、その一時金の支給の基礎となる法令、契約、規程又は規約により定められた給付事由が生じた日
- (4) 引き続き勤務する者に支払われる給与で30-2により退職手当等とされるもののうち、役員であった勤続期間に係るものについては(1)に掲げる日、使用人であった勤続期間に係るものについては次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる日
 - イ 30-2の(1)に掲げる給与 その支給を受けた日
 - ロ 30-2の(2)に掲げる給与 使用人から役員になった日。ただし、30-2の(2)のかっこ内の給与については、その制定又は改正の日
 - ハ 30-2の(4)に掲げる給与 その定年に達した日
 - ニ 30-2の(5)に掲げる給与 旧定年に達した日
 - ホ 30-2の(6)に掲げる給与 法人の解散の日
- (5) 年金に代えて支払われる一時金で30-4及び31-1により退職手当等とされるものについては、当該退職手当等とされるものの給付事由が生じた日

(注) 令第77条((退職所得の収入の時期))の規定が適用される退職手当等の課税年分については、(1)から(5)までに掲げる日にかかわらず、同条の規定によることに留意する。

[Q 3] 役員等勤続年数が5年以下かどうかはどのように判定するのですか。

[A]

役員等勤続年数は、所得税法施行令第 69 条第 1 項第 1 号の規定に基づき算出した退職手当等に係る勤続期間(調整後勤続期間)のうち、役員等として勤務した期間により計算した年数(役員等として勤務した期間に1年未満の端数がある場合は、これを1年に切り上げ)とされています。

したがって、原則として^(注)、退職手当等の支払者の下においてその退職手当等の支払の基因となった退職の日まで引き続き勤務した期間のうち、役員等として勤務した期間により計算した年数が5年以下かどうかにより判定します(下記「参考図」参照)。

(注) 退職手当等の支払者の下において一時勤務しなかった期間があるなど特殊な場合の勤続期間の計算方法については、[Q 6]をご覧ください。

(参考図)

概念図	勤続期間		役員等 勤続年数	特定 役員
		うち役員等		
<p>平20.4.1 取締役として入社</p> <p>平25.3.31 退職</p>	平 20.4.1～ 平 25.3.31	同 左	5 年 ↓ 5 年	該当
<p>平20.4.1 取締役として入社</p> <p>平25.7.30 退職</p>	平 20.4.1～ 平 25.7.30	同 左	5 年 4 ヶ月 ↓ 6 年	該当 しない
<p>平10.7.1 入社</p> <p>平21.4.1 取締役就任</p> <p>平25.6.30 退職</p>	平 10.7.1～ 平 25.6.30	平 21.4.1～ 平 25.6.30	4 年 3 ヶ月 ↓ 5 年	該当

[Q 4] 同一年中に、異なる会社からそれぞれ退職手当等の支給を受ける場合、特定役員退職手当等の判定はどのように行うのでしょうか。

[A]

同一年中に、異なる会社からそれぞれ退職手当等の支給を受ける場合は、それぞれの退職手当等ごとに、役員等勤続年数が5年以下かどうかにより特定役員退職手当等に該当するかどうかを判定します。

判定の結果、同一年中に、一般退職手当等と特定役員退職手当等の支給を受けることとなった場合の具体的な計算方法については [Q10] を参考にしてください。

[Q 5] 役員として3年間勤務した者に役員退職金を支給する予定ですが、その支給金額は勤務期間を6年（実際の勤務期間の200%）として算出することとしています。

この役員退職金は特定役員退職手当等に該当しないと考えてよろしいですか。

[A]

役員等勤続年数は、所得税法施行令第69条第1項第1号に規定する期間を基礎として計算することとされていますが、この勤続年数は、退職手当等の支給金額の計算の基礎となった期間により計算するのではなく、あくまでも、実際の勤続期間により計算することとなります（所基通30-6）。

したがって、お尋ねの役員退職金は、役員として実際に勤務した3年間が役員等勤続期間であり、役員等勤続年数は5年以下となるため、特定役員退職手当等に該当することとなります。

《参考》

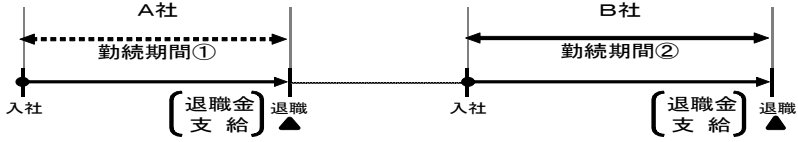
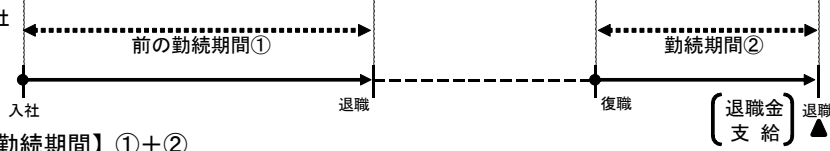
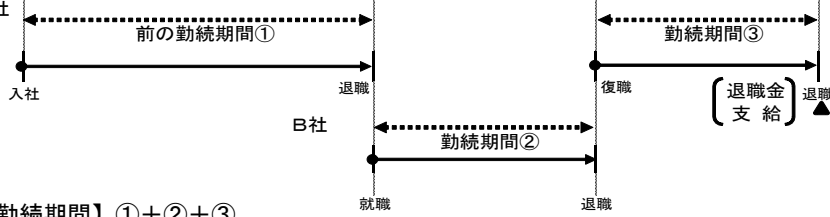
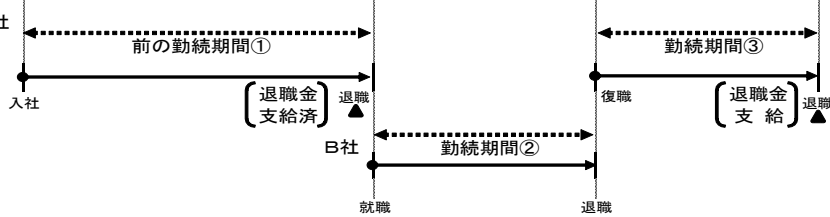
◎ 所得税基本通達（抄）

（退職手当等の支払金額の計算の基礎となった期間と勤続年数との関係）

30-6 令第69条第1項第1号本文（退職所得控除額に係る勤続年数の計算）の勤続年数は、当該退職手当等の支払者（その者が相続人である場合にはその被相続人を含み、その者が合併後存続する法人又は合併により設立された法人である場合には合併により消滅した法人を含み、その者が法人の分割により資産及び負債の移転を受けた法人である場合にはその分割により資産及び負債の移転を行った法人を含む。）の下においてその退職手当等の支払の基礎となった退職の日まで引き続き勤務した期間により計算するのであるから、退職手当等の支払金額の計算の基礎となった期間がその引き続き勤務した期間の一部である場合又はその期間に一定の率を乗ずるなどにより換算をしたものである場合であっても、同号本文の勤続年数は、その引き続き勤務した実際の期間により計算することに留意する。

[Q6] 一時勤務しなかった期間がある場合の勤続期間の計算方法について教えてください。

[A]

具体例	勤続期間（計算例）
<p>原則 (所令 69①一)</p>	<p>退職手当等の支払を受ける者が、退職手当等の支払の基礎となった退職の日まで引き続き勤務した期間により勤続年数を計算する。</p>  <p>(A社退職金) 【勤続期間】① 【特定役員判定】①の期間中の役員等勤続期間 (B社退職金) 【勤続期間】② 【特定役員判定】②の期間中の役員等勤続期間</p>
<p>① 他の者の下に勤務した期間がない場合で前に同一の支払者から退職手当等の支払を受けていない場合 (所令 69①一イ)</p>	 <p>【勤続期間】①+② 【特定役員判定】①+②の期間中の役員等勤続期間</p>
<p>② 他の者の下に勤務した期間も含めて支給する場合で前に同一の支払者から退職手当等の支払を受けていない場合 (所令 69①一ロ)</p>	 <p>【勤続期間】①+②+③ 【特定役員判定】①+②+③の期間中の役員等勤続期間</p>
<p>③ 前に同一の支払者から退職手当等の支払を受けている場合 (所令 69①一ハ)</p> <p>一時勤務しなかった期間がある場合</p>	 <p>イ 原則（退職手当等の支払者から前に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、その前の退職手当等の支払金額の計算の基礎とされた期間は含めない）（所令 69①一ハ前段） 【勤続期間】③ 【特定役員判定】③の期間中の役員等勤続期間</p> <p>ロ 退職手当等の支払者が、今回支払う退職手当等の支払金額の計算の基礎とする期間のうちに、その前の退職手当等の支払金額の計算の基礎とされた期間（前の勤続期間①）を含めている場合（所令 69①一ハ後段） 【勤続期間】①+③ 【特定役員判定】①+③の期間中の役員等勤続期間</p> <p>ハ 退職手当等の支払者が、今回支払う退職手当等の支払金額の計算の基礎とする期間のうちに、その前の退職手当等の支払金額の計算の基礎とされた期間（前の勤続期間①）及びB社の勤続期間（勤続期間②）を含めている場合（所令 69①一ロ、ハ後段） 【勤続期間】①+②+③ 【特定役員判定】①+②+③の期間中の役員等勤続期間</p>

[Q7] 退職所得控除額の計算方法は、一般退職手当等と特定役員退職手当等とで異なるのでしょうか。

[A]

支払を受ける退職手当等が、一般退職手当等であっても特定役員退職手当等であっても、退職所得控除額の計算方法は同じです。

(退職所得控除額)

勤続年数が20年以下の場合：40万円 × 勤続年数

勤続年数が20年超の場合：800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

ただし、同一の年中に一般退職手当等と特定役員退職手当等の支払を受ける場合で、それぞれの勤続期間のうちに重複する期間がある場合には、退職所得控除額を次のとおり特定役員退職所得控除額と一般退職所得控除額とに区分して退職所得の金額を求める必要があります。具体的な計算例は [Q9] 及び [Q10] を参考にしてください。

一般退職所得控除額 = 退職所得控除額 - 特定役員退職所得控除額

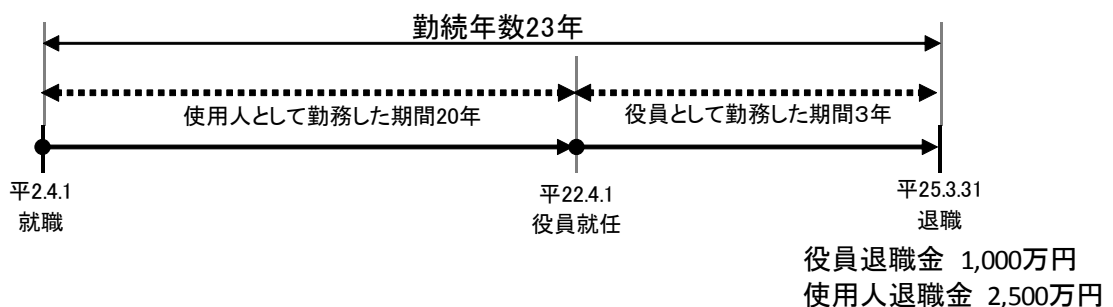
特定役員退職所得控除額 = 40万円 × (特定役員等勤続年数 - 重複勤続年数) + 20万円 × 重複勤続年数

退職所得の金額 = (特定役員退職手当等の収入金額 - 特定役員退職所得控除額) + (一般退職手当等の収入金額 - 一般退職所得控除額) × 1/2

[Q8] 一の勤務先が、同じ年に、使用人としての退職金と役員退職金を支給する場合の源泉徴収税額はどのように計算すればよいのでしょうか。

[A]

(設例)



(ポイント)

- ・ 役員として勤務した期間は平 22. 4. 1 から平 25. 3. 31 までの3年間であるため、役員等勤続年数は5年以下となります。したがって、この期間に対応する役員退職金(1,000万円)は特定役員退職手当等に該当します。
- ・ 使用人退職金(2,500万円)は一般退職手当等です。

(源泉徴収税額の計算)

① 特定役員退職所得控除額の計算

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{特定役員等} \\ \text{勤続年数} \end{array}} \times 40 \text{ 万円} \times 3 \text{ 年} = \underline{120 \text{ 万円}}$$

(解説) 40 万円に特定役員等勤続年数 3 年を乗じた 120 万円が特定役員退職所得控除額となります。

② 一般退職所得控除額の計算

$$\boxed{\text{退職所得控除額 (勤続年数 23 年)}} - \boxed{\text{特定役員退職所得控除額}} = [800 \text{ 万円} + 70 \text{ 万円} \times (23 \text{ 年} - 20 \text{ 年})] - 120 \text{ 万円} = \underline{890 \text{ 万円}}$$

- (解説) 1 退職手当等の支払者の下においてその退職手当等の支払の基因となった退職の日まで引き続き勤務した期間は平 2. 4. 1～平 25. 3. 31 ですから、勤続年数は 23 年となります。
 2 勤続年数 23 年に対応する退職所得控除額 (勤続年数 20 年以下の部分は年 40 万円、20 年を超える部分は年 70 万円)から上記①で算出した特定役員退職所得控除額(120 万円)を差し引いた残額が、一般退職所得控除額となります。

③ 退職所得の金額の計算

$$\boxed{\text{特定役員退職手当等}} - \boxed{\text{特定役員退職所得控除額}} + \boxed{\text{一般退職手当等}} - \boxed{\text{一般退職所得控除額}} = (1,000 \text{ 万円} - 120 \text{ 万円}) + [(2,500 \text{ 万円} - 890 \text{ 万円}) \times 1/2] = \underline{1,685 \text{ 万円}}$$

(解説) 特定役員退職手当等 (1,000 万円) から上記①で算出した特定役員退職所得控除額 (120 万円) を差し引いた残額には 1/2 を乗じないよう注意してください。

④ 源泉徴収税額 (所得税及び復興特別所得税) の計算

《1 円未満端数切捨て》

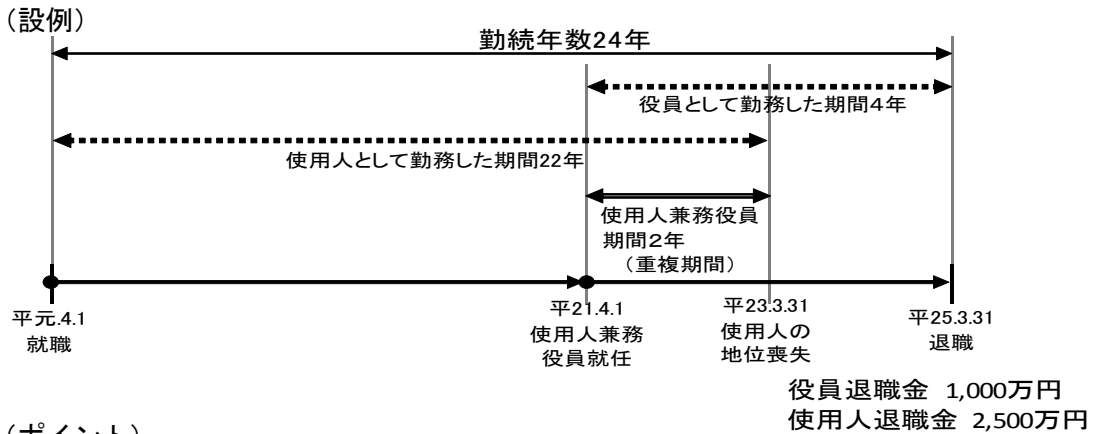
$$(16,850,000 \text{ 円} \times 33\% - 1,536,000 \text{ 円}) \times 102.1\% \text{ (注)} = 4,109,014.5 \text{ 円} \Rightarrow \underline{4,109,014 \text{ 円}}$$

- (注) 1 平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収します。
 2 平成 25 年分の退職所得に係る源泉徴収税額の速算表は次のとおりです。以下 [Q11] まで、この速算表に基づき源泉徴収税額を計算しています。

課税退職所得金額(A)	所得税率(B)	控除額(C)	税額=((A)×(B)-(C))×102.1%
1,950,000円以下	5%	—	((A)×5%)×102.1%
1,950,000円超 3,300,000円 "	10%	97,500円	((A)×10%-97,500円)×102.1%
3,300,000円 " 6,950,000円 "	20%	427,500円	((A)×20%-427,500円)×102.1%
6,950,000円 " 9,000,000円 "	23%	636,000円	((A)×23%-636,000円)×102.1%
9,000,000円 " 18,000,000円 "	33%	1,536,000円	((A)×33%-1,536,000円)×102.1%
18,000,000円 "	40%	2,796,000円	((A)×40%-2,796,000円)×102.1%

[Q9] 一の勤務先が、同じ年に、使用人としての退職金と役員退職金を支給する場合で、使用人としての勤続期間と役員としての勤続期間に重複する期間がある場合の源泉徴収税額はどのように計算すればよいのでしょうか。

[A]



(ポイント)

- ・ 役員として勤務した期間は平 21. 4. 1 から平 25. 3. 31 までの 4 年間であるため、役員等勤続年数は 5 年以下となります。したがって、この期間に対応する役員退職金(1,000万円)は特定役員退職手当等に該当します。
- ・ 平 21. 4. 1 に使用人兼務役員に就任しましたが、平 23. 3. 31 に使用人としての地位を喪失し、平 23. 4. 1 から専任の役員となっていますので、特定役員等勤続期間(平 21. 4. 1 ~ 平 25. 3. 31)と一般勤続期間(平元. 4. 1 ~ 平 23. 3. 31)とが重複している期間は、使用人兼務役員期間であった平 21. 4. 1 から平 23. 3. 31 までの期間となり、重複勤続年数は 2 年となります。
- ・ 使用人退職金(2,500万円)は一般退職手当等です。

(源泉徴収税額の計算)

① 特定役員退職所得控除額の計算

特定役員等 勤続年数	重複勤 続年数	重複勤 続年数
---------------	------------	------------

$$40 \text{ 万円} \times (4 \text{ 年} - 2 \text{ 年}) + 20 \text{ 万円} \times 2 \text{ 年} = \underline{120 \text{ 万円}}$$

(解説) 特定役員退職所得控除額は、40万円に特定役員等勤続年数から重複勤続年数を差し引いた年数を乗じた金額と、20万円に重複勤続年数を乗じた金額の合計額となります。

② 一般退職所得控除額の計算

退職所得控除額(勤続年数 24 年)	特定役員退職 所得控除額
--------------------	-----------------

$$[800 \text{ 万円} + 70 \text{ 万円} \times (24 \text{ 年} - 20 \text{ 年})] - 120 \text{ 万円} = \underline{960 \text{ 万円}}$$

- (解説) 1 退職手当等の支払者の下においてその退職手当等の支払の基となった退職の日まで引き続き勤務した期間は平元. 4. 1 ~ 平 25. 3. 31 ですから、勤続年数は 24 年となります。
2 勤続年数 24 年に対応する退職所得控除額(勤続年数 20 年以下の部分は年 40 万円、20 年を超える部分は年 70 万円)から上記①で算出した特定役員退職所得控除額(120 万円)を差し引いた残額が、一般退職所得控除額となります。

③ 退職所得の金額の計算

特定役員退職手当等	特定役員退職所得控除額	一般退職手当等	一般退職所得控除額
-----------	-------------	---------	-----------

$$(1,000 \text{ 万円} - 120 \text{ 万円}) + [(2,500 \text{ 万円} - 960 \text{ 万円}) \times 1/2] = 1,650 \text{ 万円}$$

(解説) 特定役員退職手当等 (1,000 万円) から上記①で算出した特定役員退職所得控除額 (120 万円) を差し引いた残額には 1/2 を乗じないように注意してください。

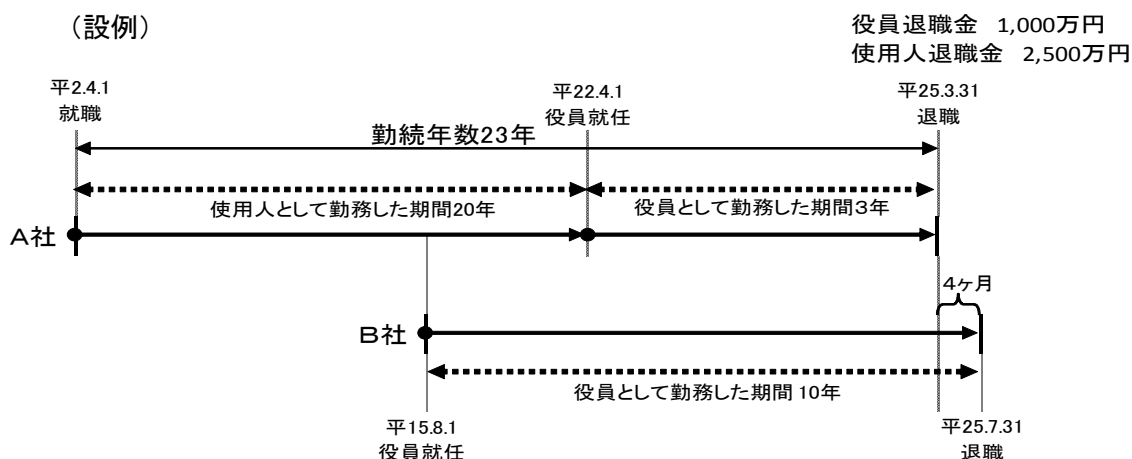
④ 源泉徴収税額 (所得税及び復興特別所得税) の計算

$$(16,500,000 \text{ 円} \times 33\% - 1,536,000 \text{ 円}) \times 102.1\% = 3,991,089 \text{ 円}$$

[Q10] A社から使用人としての退職金と役員退職金の支給を受けた者が、同じ年に、B社からも役員退職金の支給を受ける場合、B社における源泉徴収税額はどのように計算すればよいのでしょうか。

[A]

(設例)



(ポイント)

役員退職金 2,000万円

- ・ A社から退職金の支給を受ける際の源泉徴収税額は 4,109,014 円です ([Q8] 参照)。
- ・ B社から支給を受ける役員退職金の役員等勤続年数は5年超であるため、この役員退職金 2,000 万円は一般退職手当等に該当します (A社から支給を受ける使用人退職金 (2,500 万円) と合わせて 4,500 万円が一般退職手当等となります)。
- ・ 一般勤続期間は、A社における使用人として勤務した期間とB社における勤続期間のうち、最も長い期間により計算しますが、この最も長い期間と重複していない期間は、この最も長い期間に加算します。したがって、最も長い期間であるA社における使用人として勤務した期間 (平 2.4.1~平 22.3.31) に、この期間と重複していない平 22.4.1 から平 25.7.31 までの期間を加算すると一般勤続期間は平 2.4.1 から平 25.7.31 までとなります。
- ・ 特定役員等勤続期間は平 22.4.1 から平 25.3.31 までですので、一般勤続期間 (平 2.4.1~平 25.7.31) と重複している期間は平 22.4.1 から平 25.3.31 までとなり、重複勤続年数は3年となります。
- ・ 退職所得控除額の計算の基となる勤続年数は 24 年 (平 2.4.1~平 25.7.31⇒23 年 4 ヶ月⇒24 年) です。

(源泉徴収税額の計算)

① 特定役員退職所得控除額の計算

特定役員等
勤続年数

重複勤
続年数

重複勤
続年数

$$40 \text{ 万円} \times (3 \text{ 年} - 3 \text{ 年}) + 20 \text{ 万円} \times 3 \text{ 年} = \underline{60 \text{ 万円}}$$

(解説) 特定役員退職所得控除額は、40万円に特定役員等勤続年数から重複勤続年数を差し引いた年数を乗じた金額と、20万円に重複勤続年数を乗じた金額の合計額となります。本件では、A社において役員として勤務した期間の全てがB社の勤務期間と重複していますので、20万円にA社において役員として勤務した年数(3年)を乗じた金額(60万円)が特定役員退職所得控除額となります。

② 一般退職所得控除額の計算

退職所得控除額(勤続年数24年)

特定役員退職
所得控除額

$$[800 \text{ 万円} + 70 \text{ 万円} \times (24 \text{ 年} - 20 \text{ 年})] - 60 \text{ 万円} = \underline{1,020 \text{ 万円}}$$

(解説) 勤続年数24年に対応する退職所得控除額(勤続年数20年以下の部分は年40万円、20年を超える部分は年70万円)から上記①で算出した特定役員退職所得控除額(60万円)を差し引いた残額が、一般退職所得控除額となります。

③ 退職所得の金額の計算

特定役員
退職手当等

特定役員退職
所得控除額

一般退職
手当等

一般退職所
得控除額

$$(1,000 \text{ 万円} - 60 \text{ 万円}) + [(2,500 \text{ 万円} + 2,000 \text{ 万円} - 1,020 \text{ 万円}) \times 1/2] = \underline{2,680 \text{ 万円}}$$

(解説) 特定役員退職手当等(1,000万円)から上記①で算出した特定役員退職所得控除額(60万円)を差し引いた残額には1/2を乗じないよう注意してください。

④ 源泉徴収税額(所得税及び復興特別所得税)の計算

$$(26,800,000 \text{ 円} \times 40\% - 2,796,000 \text{ 円}) \times 102.1\% = 8,090,404 \text{ 円}$$

既納付源泉徴収税額
([Q8]参照)

$$8,090,404 \text{ 円} - 4,109,014 \text{ 円} = \underline{3,981,390 \text{ 円}}$$

(解説) A社から退職金の支給を受ける際の源泉徴収税額4,109,014円を差し引きます。

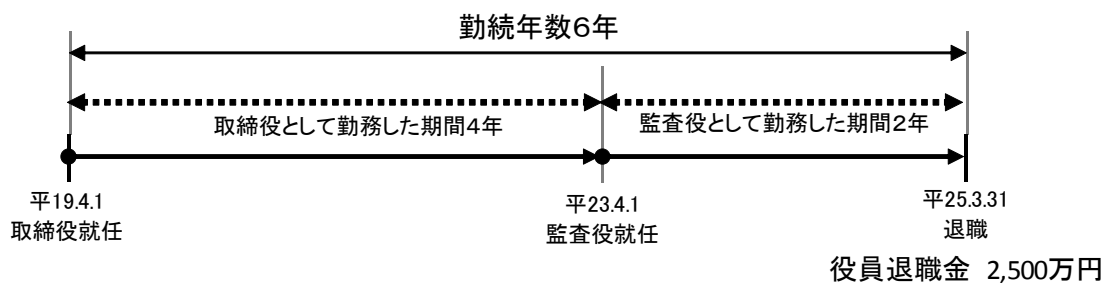
[Q11] 取締役を4年間勤めた後、引き続き、監査役として2年間勤めた者が退職することとなったことから、役員退職金を支給します。

この役員退職金は、役員期間（6年間）に対するものですから、特定役員退職手当等に該当しないと考えますがよろしいでしょうか。

[A]

この役員退職金は、役員として勤務した6年間（取締役4年と監査役2年）に対応するものですから、特定役員退職手当等ではなく、一般退職手当等に該当します。

（設例）



【参考】

（源泉徴収税額の計算）

① 退職所得控除額の計算

$$40 \text{ 万円} \times 6 \text{ 年（勤続年数）} = \underline{240 \text{ 万円}}$$

② 退職所得の金額の計算

$$(2,500 \text{ 万円} - 240 \text{ 万円}) \times 1/2 = \underline{1,130 \text{ 万円}}$$

③ 源泉徴収税額（所得税及び復興特別所得税）の計算

$$(11,300,000 \text{ 円} \times 33\% - 1,536,000 \text{ 円}) \times 102.1\% = \underline{2,239,053 \text{ 円}}$$

【参考法令】

○ 所得税法（抄）

（退職所得）

第三十条 退職所得とは、退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与（以下この条において「退職手当等」という。）に係る所得をいう。

2 退職所得の金額は、その年中の退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の二分の一に相当する金額（当該退職手当等が特定役員退職手当等である場合には、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額）とする。

3 前項に規定する退職所得控除額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 政令^{（所令 69）}で定める勤続年数（以下この項及び第六項において「勤続年数」という。）が二十年以下である場合 四十万円に当該勤続年数を乗じて計算した金額

二 勤続年数が二十年を超える場合 八百万円と七十万円に当該勤続年数から二十年を控除した年数を乗じて計算した金額との合計額

4 第二項に規定する特定役員退職手当等とは、退職手当等のうち、役員等（次に掲げる者をいう。）としての政令^{（所令 69 の 2）}で定める勤続年数（以下この項及び第六項において「役員等勤続年数」という。）が五年以下である者が、退職手当等の支払をする者から当該役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいう。

一 法人税法第二条第十五号（定義）に規定する役員

二 国会議員及び地方公共団体の議会の議員

三 国家公務員及び地方公務員

5 次の各号に掲げる場合に該当するときは、第二項に規定する退職所得控除額は、第三項の規定にかかわらず、当該各号に定める金額とする。

一 その年の前年以前に他の退職手当等の支払を受けている場合で政令^{（所令 70）}で定める場合 第三項の規定により計算した金額から、当該他の退職手当等につき政令^{（所令 70）}で定めるところにより同項の規定に準じて計算した金額を控除した金額

二 第三項及び前号の規定により計算した金額が八十万円に満たない場合（次号に該当する場合を除く。） 八十万円

三 障害者になつたことに直接基因して退職したと認められる場合で政令^{（所令 71）}で定める場合 第三項及び第一号の規定により計算した金額（当該金額が八十万円に満たない場合には、八十万円）に百万円を加算した金額

6 その年中に第四項に規定する特定役員退職手当等と特定役員退職手当等以外の退職手当等があり、当該特定役員退職手当等に係る役員等勤続年数と特定役員退職手当等以外の退職手当等に係る勤続年数の重複している期間がある場合の退職所得の金額の計算については、政令^{（所令 71 の 2）}で定める。

（徴収税額）

第二百一条 第九十九条（源泉徴収義務）の規定により徴収すべき所得税の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める税額とする。

- 一 退職手当等の支払を受ける居住者が提出した退職所得の受給に関する申告書に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を課税退職所得金額とみなして第八十九条第一項（税率）の規定を適用して計算した場合の税額
 - イ その支払う退職手当等が特定役員退職手当等（第三十条第四項（退職所得）に規定する特定役員退職手当等をいう。以下この項及び第二百三条第一項第二号（退職所得の受給に関する申告書）において同じ。）以外の退職手当等（次号及び同項第二号において「一般退職手当等」という。）に該当する場合 その支払う退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額の二分の一に相当する金額（当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。次号イにおいて同じ。）
 - ロ その支払う退職手当等が特定役員退職手当等に該当する場合 その支払う退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額（当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。次号ロにおいて同じ。）
 - 二 退職手当等の支払を受ける居住者が提出した退職所得の受給に関する申告書に、支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を課税退職所得金額とみなして第八十九条第一項の規定を適用して計算した場合の税額から、その支払済みの他の退職手当等につき第九十九条の規定により徴収された又は徴収されるべき所得税の額を控除した残額に相当する税額
 - イ その支払う退職手当等とその支払済みの他の退職手当等がいずれも一般退職手当等に該当する場合 その支払う退職手当等の金額とその支払済みの他の退職手当等の金額との合計額から退職所得控除額を控除した残額の二分の一に相当する金額
 - ロ その支払う退職手当等とその支払済みの他の退職手当等がいずれも特定役員退職手当等に該当する場合 その支払う退職手当等の金額とその支払済みの他の退職手当等の金額との合計額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額
 - ハ その支払う退職手当等とその支払済みの他の退職手当等が一般退職手当等及び特定役員退職手当等に該当する場合 政令（所令319の3）で定めるところにより計算した金額
- 2 前項各号に規定する退職所得控除額は、同項の規定による所得税を徴収すべき退職手当等を支払うべきことが確定した時の状況における第三十条第三項第一号に規定する勤続年数に準ずる勤続年数及び同条第五項第三号に掲げる場合に該当するかどうかに応ずる別表第六に掲げる退職所得控除額（同項第一号に掲げる場合に該当するときは、同項の規定に準じて計算した金額）による。
- 3 退職手当等の支払を受ける居住者がその支払を受ける時までに退職所得の受給に関する申告書を提出していないときは、第九十九条の規定により徴収すべき所得税の額は、その支払う退職手当等の金額に百分の二十の税率を乗じて計算した金額に相当する税額とする。

○ 所得税法施行令（抄）

（退職所得控除額に係る勤続年数の計算）

第六十九条 法第三十条第三項第一号（退職所得）に規定する政令で定める勤続年数は、次に定めるところにより計算するものとする。

- 一 法第三十条第一項に規定する退職手当等（法第三十一条（退職手当等とみなす一時金）の規定により退職手当等とみなされるものを除く。以下この条及び次条において「退職手当等」という。）については、退職手当等の支払を受ける居住者（以下この項において「退職所得者」という。）が退職手当等の支払者の下においてその退職手当等の支払の基因となつた退職の日まで引き続き勤務した期間（以下この項において「勤続期間」という。）により勤続年数を計算する。ただし、イからハまでに規定する場合に該当するときは、それぞれイからハまでに定めるところによる。
 - イ 退職所得者が退職手当等の支払者の下において就職の日から退職の日までに一時勤務しなかつた期間がある場合には、その一時勤務しなかつた期間前にその支払者の下において引き続き勤務した期間を勤続期間に加算した期間により勤続年数を計算する。
 - ロ 退職所得者が退職手当等の支払者の下において勤務しなかつた期間に他の者の下において勤務したことがある場合において、その支払者がその退職手当等の支払金額の計算の基礎とする期間のうちに当該他の者の下において勤務した期間を含めて計算するときは、当該他の者の下において勤務した期間を勤続期間に加算した期間により勤続年数を計算する。
 - ハ 退職所得者が退職手当等の支払者から前に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、前に支払を受けた退職手当等の支払金額の計算の基礎とされた期間の末日以前の期間は、勤続期間又はイ若しくはロの規定により加算すべき期間に含まれないものとして、勤続期間の計算又はイ若しくはロの計算を行う。ただし、その支払者がその退職手当等の支払金額の計算の基礎とする期間のうちに、当該前に支払を受けた退職手当等の支払金額の計算の基礎とされた期間を含めて計算する場合には、当該期間は、これらの期間に含まれるものとしてこれらの計算を行うものとする。
- 二 法第三十一条の規定により退職手当等とみなされるもの（以下この項において「退職一時金等」という。）については、組合員等であつた期間（退職一時金等の支払金額の計算の基礎となつた期間（当該退職一時金等の支払金額のうちに中小企業退職金共済法第三十条第一項（退職金相当額の受入れ等）の受入れに係る金額又は第七十三条第一項第八号ロ（特定退職金共済団体の要件）に規定する退職金に相当する額、同号二に規定する退職給付金に相当する額若しくは同号ホに規定する引継退職給付金に相当する額が含まれている場合には、これらの金額の計算の基礎となつた期間を含む。）をいい、当該期間の計算が時の経過に従つて計算した期間によらず、これに一定の期間を加算して計算した期間によつている場合には、その加算をしなかつたものとして計算した期間をいう。ただし、当該退職一時金等が第七十二条第二項第五号（退職手当等とみなす一時金）に掲げる一時金に該当する場合には、当該支払金額の計算の基礎となつた期間は、当該支払金額の計算の基礎となつた確定拠出年金法第三十三条第二項第一号（老齢給付金の支給要件）に規定する企業型年金加入者期間（同法第四条第三項（承認の基準等）に規定する企業型年金規約に基づいて納付した同法第三条第三項第七号（規約の承認）に規定する事業主掛金に係る当該企業型年金加入者期間に限るものとし、同法第五十四条第二項（他の制度の資産の移換）又は第五十四条の二第二項（脱退一時金相当額等の

移換)の規定により同法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された期間を含む。)及び同条第二項第三号に規定する個人型年金加入者期間(同法第五十六条第三項(承認の基準等)に規定する個人型年金規約に基づいて納付した同法第五十五条第二項第四号(規約の承認)に規定する個人型年金加入者掛金に係る当該個人型年金加入者期間に限るものとし、同法第七十四条の二第二項(脱退一時金相当額等の移換)の規定により同法第七十三条(企業型年金に係る規定の準用)において準用する同法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された期間を含む。)を合算した期間をいう。次号において同じ。)により勤続年数の計算を行う。

- 三 その年に二以上の退職手当等又は退職一時金等の支給を受ける場合には、これらの退職手当等又は退職一時金等のそれぞれについて前二号の規定により計算した期間のうち最も長い期間により勤続年数を計算する。ただし、その最も長い期間以外の期間の年数の計算の基礎となつた勤続期間等(勤続期間及び第一号イからハまでの規定により加算すべき期間又は組合員等であつた期間をいう。以下この号において同じ。)の全部又は一部がその最も長い期間の計算の基礎となつた勤続期間等と重複していない場合には、その重複していない勤続期間等について前二号の規定に準じて計算した期間をその最も長い期間に加算して、勤続年数を計算する。
- 2 前項各号の規定により計算した期間に一年未満の端数を生じたときは、これを一年として同項の勤続年数を計算する。
- 3 退職手当等の支払者には、その者が相続人である場合にはその被相続人を含むものとし、その者が合併後存続する法人又は合併により設立された法人である場合には合併により消滅した法人を含むものとし、その者が法人の分割により資産及び負債の移転を受けた法人である場合にはその分割により当該資産及び負債の移転を行つた法人を含むものとする。

(特定役員退職手当等に係る役員等勤続年数の計算)

第六十九条の二 法第三十条第四項(退職所得)に規定する政令で定める勤続年数は、退職手当等に係る調整後勤続期間(前条第一項第一号の規定により計算した期間をいう。第七十一条の二第五項(特定役員退職手当等と一般退職手当等がある場合の退職所得の金額の計算)において同じ。)のうち、その退職手当等の支払を受ける居住者が法第三十条第四項に規定する役員等として勤務した期間(第七十一条の二第五項において「役員等勤続期間」という。)により計算するものとする。

- 2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の勤続年数を計算する場合について準用する。

(退職所得控除額の計算の特例)

第七十条 法第三十条第五項第一号(退職所得)に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、当該各号に定める金額とする。

- 一 第六十九条第一項第一号ロ(退職所得控除額に係る勤続年数の計算)に規定する場合に該当し、かつ、同号ロに規定する他の者から前に退職手当等(法第三十条第一項に規定する退職手当等をいう。以下この条から第七十一条の二(特定役員退職手当等と一般退職手当等がある場合の退職所得の金額の計算)までにおいて同じ。)の支払を受けている場合又は同号ハただし書に規定する場合に該当する場合 当該他の者から前に支払を受けた退職手当等又は同号ハただし書に規定する前に支払を受けた退職手当等につき

第六十九条第一項各号の規定により計算した期間を法第三十条第三項の勤続年数とみなして同項の規定を適用して計算した金額

二 その年の前年以前四年内（その年に第七十二条第二項第五号（退職手当等とみなす一時金）に掲げる一時金の支払を受ける場合には、十四年内。以下この号において同じ。）に退職手当等（前号に規定する前に支払を受けた退職手当等を除く。）の支払を受け、かつ、その年に退職手当等の支払を受けた場合において、その年に支払を受けた退職手当等につき第六十九条第一項各号の規定により計算した期間の基礎となつた勤続期間等（同項第三号に規定する勤続期間等をいう。以下この条において同じ。）の一部がその年の前年以前四年内に支払を受けた退職手当等（次項において「前の退職手当等」という。）に係る勤続期間等（次項において「前の勤続期間等」という。）と重複している場合 その重複している部分の期間を法第三十条第三項の勤続年数とみなして同項の規定を適用して計算した金額

2 前項第二号の場合において、前の退職手当等の収入金額が前の退職手当等について同号の規定を適用しないで計算した法第三十条第三項の規定による退職所得控除額に満たないときは、前の退職手当等の支払金額の計算の基礎となつた勤続期間等のうち、前の退職手当等に係る就職の日又は第六十九条第一項第二号に規定する組合員等であつた期間の初日から次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める数（一に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てた数）に相当する年数を経過した日の前日までの期間を前の勤続期間等とみなして、前項第二号に定める金額を計算する。

一 前の退職手当等の収入金額が八百万円以下である場合 当該収入金額を四十万円を除して計算した数

二 前の退職手当等の収入金額が八百万円を超える場合 当該収入金額から八百万円を控除した金額を七十万円を除して計算した数に二十を加算した数

3 第一項第一号の期間及び同項第二号の重複している部分の期間に一年未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

（退職所得の割増控除が認められる障害による退職の要件）

第七十一条 法第三十条第五項第三号（退職所得）に規定する政令で定める場合は、退職手当等の支払を受ける居住者が在職中に障害者に該当することとなつたことにより、その該当することとなつた日以後全く又はほとんど勤務に服さないで退職した場合とする。

（特定役員退職手当等と一般退職手当等がある場合の退職所得の金額の計算）

第七十一条の二 その年中に特定役員退職手当等（法第三十条第四項（退職所得）に規定する特定役員退職手当等をいう。以下この条において同じ。）と一般退職手当等（特定役員退職手当等以外の退職手当等をいう。以下この条において同じ。）がある場合の退職所得の金額は、次に掲げる金額の合計額（その年中の一般退職手当等の収入金額が第二号に規定する一般退職所得控除額に満たない場合には、その満たない部分の金額を第一号に掲げる金額から控除した残額）とする。

一 その年中の特定役員退職手当等の収入金額から特定役員退職所得控除額（次に掲げる金額の合計額をいう。次号において同じ。）を控除した残額

イ 四十万円に特定役員等勤続年数から重複勤続年数を控除した年数を乗じて計算した金額

- ロ 二十万円に重複勤続年数を乗じて計算した金額
- 二 その年中の一般退職手当等の収入金額から一般退職所得控除額（法第三十条第二項に規定する退職所得控除額から特定役員退職所得控除額（前号の収入金額が特定役員退職所得控除額に満たない場合には、当該収入金額）を控除した残額をいう。）を控除した残額の二分の一に相当する金額
- 2 前項に規定する特定役員等勤続年数とは、特定役員等勤続期間（特定役員退職手当等につき第六十九条第一項第一号及び第三号（退職所得控除額に係る勤続年数の計算）の規定により計算した期間をいう。以下この項及び第四項において同じ。）により計算した年数をいい、前項に規定する重複勤続年数とは、特定役員等勤続期間と一般勤続期間（一般退職手当等につき同条第一項各号の規定により計算した期間をいう。）とが重複している期間により計算した年数をいう。
- 3 第六十九条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する特定役員等勤続年数又は重複勤続年数を計算する場合について準用する。
- 4 法第三十条第五項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用があり、かつ、次の各号に掲げる場合に該当するときの第一項第一号に規定する特定役員退職所得控除額は、同号の合計額から当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を控除した金額とする。
 - 一 第七十条第一項第一号（退職所得控除額の計算の特例）に規定する前に支払を受けた退職手当等の全部又は一部が特定役員退職手当等に該当する場合 特定役員等勤続期間のうち当該前に支払を受けた退職手当等（特定役員退職手当等に該当するものに限る。）に係る期間を基礎として同号の規定により計算した金額
 - 二 特定役員等勤続期間の全部又は一部が第七十条第一項第二号に規定する前の勤続期間等と重複している場合 その重複している期間を基礎として同号の規定により計算した金額
- 5 調整後勤続期間のうちに五年以下の役員等勤続期間と当該役員等勤続期間以外の期間がある退職手当等の支払を受ける場合には、当該退職手当等は、次に掲げる退職手当等から成るものとする。
 - 一 退職手当等の金額から次号に掲げる金額を控除した残額に相当する特定役員退職手当等
 - 二 役員等勤続期間以外の期間を基礎として、他の使用人に対する退職給与の支給の水準等を勘案して相当と認められる金額に相当する一般退職手当等
- 6 前項の規定の適用がある場合には、同項の退職手当等の支払を受ける場合は、その年中に特定役員退職手当等と一般退職手当等がある場合とみなして、第一項の規定を適用する。

（特定役員退職手当等と一般退職手当等がある場合の退職所得に係る源泉徴収）

第三百十九条の三 法第二百一条第一項第二号ハ（徴収税額）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額の合計額（第二号に規定する一般退職手当等の金額が同号に規定する一般退職所得控除額に満たない場合には、その満たない部分の金額を第一号に掲げる金額から控除した残額）とする。

- 一 法第二百一条第一項第一号イに規定する特定役員退職手当等の金額から特定役員退職所得控除額を控除した残額
- 二 法第二百一条第一項第一号イに規定する一般退職手当等の金額から一般退職所得控除額を控除した残額の二分の一に相当する金額

- 2 前項第一号に規定する特定役員退職所得控除額又は同項第二号に規定する一般退職所得控除額とは、法第二百一条第一項の規定による所得税を徴収すべき法第九十九条（源泉徴収義務）に規定する退職手当等を支払うべきことが確定した時の状況における第七十一条の二第一項第一号（特定役員退職手当等と一般退職手当等がある場合の退職所得の金額の計算）に規定する特定役員退職所得控除額又は同項第二号に規定する一般退職所得控除額をいう。
- 3 第七十一条の二第五項及び第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。